

令和7年度
未来に向けた住まいづくり
推進事業補助金

申請の手引き

【お問い合わせ先】

村上市地域経済振興課 経済振興室

☎ 0254-75-8942 (直通)

※令和7年度からの変更点

① 随時受付の実施

- …初回申請受付期間(令和7年3月3日(月)～7日(金))で予算額に達しなかった場合は、4月1日以降も随時、申請受付を行います。
- ※随時受付は予算額に達した時点で終了します。

② 提出書類

- …申請時の「図面」、実績報告時の「施工実施中写真」、「断熱改修工事の型番写真」の添付を不要とします。

③ 断熱改修工事

- …窓、外断熱に加えて、床、内壁等の「内断熱」も対象とします。

④ 対象経費

- …工事関係費用として、以下の経費も対象とします。

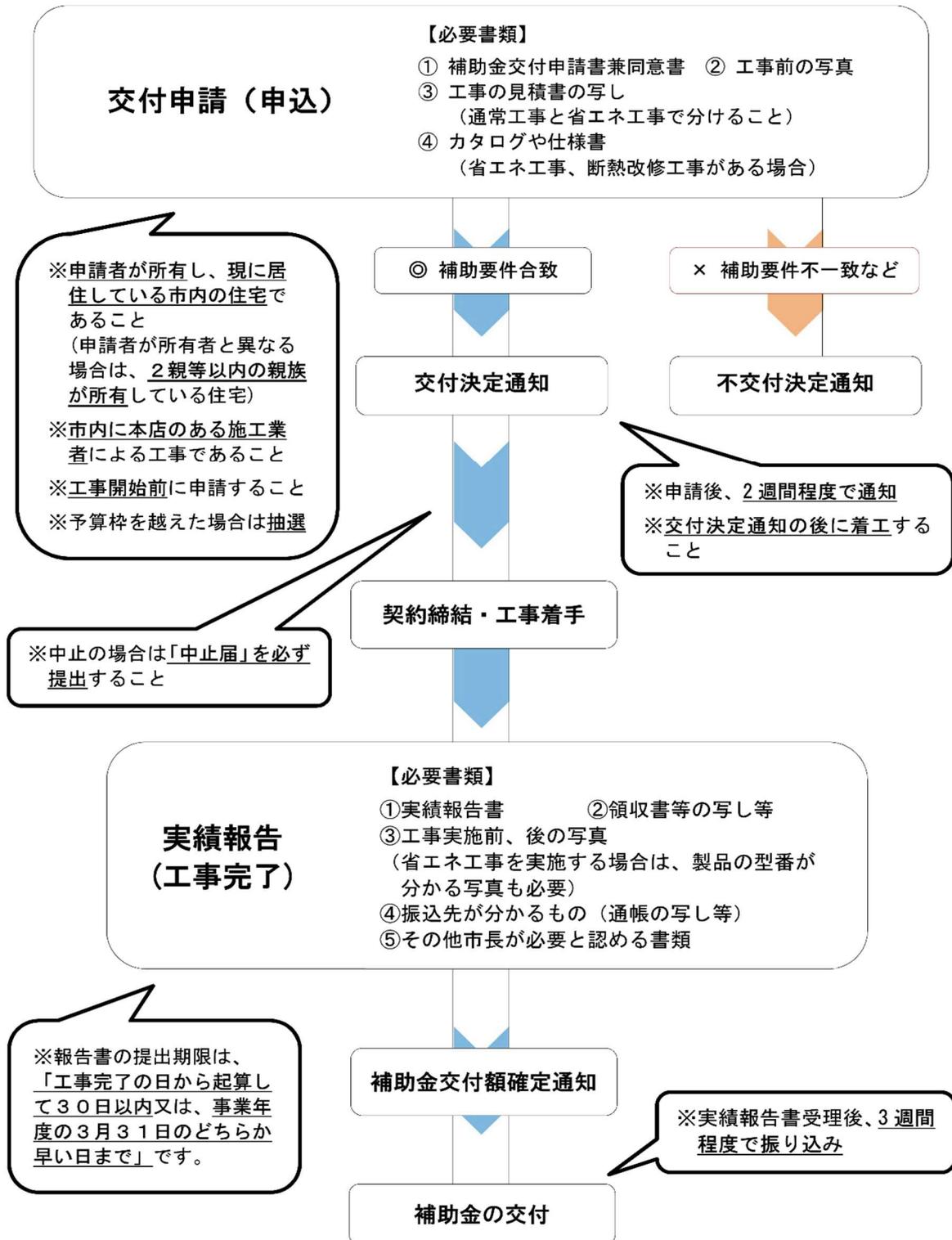
(例)

- ・ 業者用仮設トイレの設置費用
- ・ 設計費用、各種申請手数料
- ・ 省エネ工事に係る家電リサイクル料金 等

⑤ 申請様式の変更

1. 補助金交付までの流れ

村上市未来に向けた住まいづくり推進事業補助金 交付申請から補助金交付までの流れ



2. 申請要領

(1) 補助対象者

- ①市内に住民登録をし、登録された住所に居住している者。
- ②申請者及び同一家屋に居住する者が市税を滞納していないこと。

(2) 補助対象住宅

- ①補助対象者が所有し、現に居住している市内の住宅。
- ②店舗、事務所又は賃貸住宅等との併用住宅については、補助対象者の居住部分。
- ③マンション等の集合住宅にあつては、補助対象者が専有する部分。
- ④上記の補助対象住宅で、補助対象者が所有者と異なる場合は、2親等以内の親族が所有している住宅とする。

(3) 施工業者条件

- ①市内に本社を有する法人又は住民登録を有する個人事業主。

(4) 補助対象額、補助率等

補助対象額及び補助率は下表のとおりです。※1,000円未満切り捨て

工事区分	対象工事（例）	事業費 (税込み)	補助率	補助金の 上限額
通常工事	屋根、天井、壁、床、トイレ、お風呂場などの改修工事など	20万円 以上	補助対象 経費の15%	10万円 注1
省エネ工事	既存照明のLED化工事、エアコンの取替工事	5万円 以上	補助対象 経費の20%	3万円

注1 補助上限額は工事内容や過去の交付決定状況によって異なります。
詳しくは、8ページ「補助上限額早見表」をご確認下さい。

(5) 注意事項

- ①補助金の交付は、一住宅につき、年度内において1回限りとする。
- ②必ず工事を行う前に申請し、**補助金の交付決定を受けてから工事に着手**すること。また、年度内に完了すること。
- ③申請額が予算額を超えた場合は抽選とする。その場合、過年度に同補助金の交付決定を受けていない住宅を優先する。
- ④他の補助金と併用する場合は、補助対象工事箇所の区分けが必要。

3. 具体的な補助対象工事の例

(1) 対象工事 ※詳細は、別紙『対象工事一覧表』を参照

	No	工事名	内 容	特 記 事 項
通常 工 事	1	増築・改築工事		住宅全部を改築する場合は対象外
	2	外 装 工 事	土台・基礎の工事	
			屋根の葺き替え・塗装	
			外壁の改修	断熱改修工事として加算あり (熱伝導率 $0.052(W/m \cdot K)$ 以下の断熱改修工事)
			ベランダ等の設置	
			サッシ等の取り替え	断熱改修工事として加算あり (熱貫流率 $2.33(W/m^2 \cdot K)$ 以下の断熱改修工事)
	3	内 装 工 事	天井・壁・床の改修	断熱改修工事として加算あり (熱伝導率 $0.052(W/m \cdot K)$ 以下の断熱改修工事)
			壁紙の張り替え	
			建具の改修・設置	
			襖の張り替え	
			畳の入れ替え・表替え	
	4	設 備 工 事	ユニットバス・トイレ・洗面台等の設置・交換	
			システムキッチンの設置・交換	システムキッチン組込み機器の新設・交換は対象外
			FF式ストーブの設置・交換	本体のみの交換は対象外
			給水・排水・ガス等の配管の設置・交換	
			下水道のつなぎ込み工事	
			雨水浸透マスの設置	
5	そ の 他	耐震工事		
		バリアフリー工事		
		防火・防水・防音工事		
		市長が特に認めるもの		
省エネ 工 事	1	既存照明のLED化工事		工事を伴うもの。新設は対象外。最新のトップランナー基準（省エネ基準達成率100%以上）を満たす製品。部品、電球のみは対象外。
	2	エアコン取替え工事		工事を伴うもの。新設は対象外。最新のトップランナー基準（省エネ基準達成率100%以上）を満たす製品

省エネ型製品情報サイト (<https://seihinjyoho.go.jp/>)

最新のトップランナー基準（省エネ基準達成率 100%以上）を満たす製品であるか確認することができます。（型番で検索可）



(2) 対象外工事の例 ※詳細は、別紙『【詳細版】対象工事例一覧』を参照

No	工事名	内 容	特 記 事 項
1	内 装 工 事	カーテン・ブラインド等の設置等	購入が主であるため対象外
2	設 備 工 事	電化製品の取り替え等（テレビ・冷蔵庫等）	購入が主であるため対象外
		電話（インターネット）の配線工事	リフォーム工事ではないため対象外
3	外 構 工 事	車庫・造園・フェンス等の工事	住宅ではないため対象外
4	そ の 他	シロアリ駆除	リフォーム工事ではないため対象外
		住宅の取り壊し（全部・一部）工事	リフォーム工事ではないため対象外

(3) 同一工事箇所併用不可の補助制度の例

No	補 助 制 度 名	担 当 課
1	高齢者・障がい者向け住宅整備補助事業	介護高齢課・福祉課
2	住宅改修費の支給（介護保険適用）	介護高齢課
3	日常生活用具給付等事業	介護高齢課・福祉課
4	木造住宅耐震改修補助金	都市計画課
5	住宅用太陽光発電システム設置費補助金	環 境 課
6	木質バイオマスストーブ設置費補助金	環 境 課
7	村上市産材利用住宅等建築奨励事業補助金	農林水産課

※同じ工事箇所において、他の補助制度による補助と本事業による補助の併用は不可（上記に記載されている制度以外の国、県の制度などにおいても同様）

4. 申請に必要な書類

(1) 申請に必要な書類

提出が必要な方	必要な書類
すべての方	①補助金交付申請書兼同意書 記載例を参考に作成してください。
	②工事前の写真 見本を参考に作成してください。 【特記事項】 <ul style="list-style-type: none"> ・工事施工箇所すべての写真が必要です ・写真は撮影日、施工箇所が分かる状況を記載
	③工事に係る見積書 <ul style="list-style-type: none"> ・指定する書式はございません。 ・工事の内容が明確で補助対象経費、補助対象外経費が分かるもの
断熱改修工事 又は 省エネ工事 を実施する方	④カタログ又は仕様書 該当する方は、提出が必要です。 <ul style="list-style-type: none"> ●断熱改修工事 <ul style="list-style-type: none"> ・窓の断熱改修工事 熱貫流率が $2.33 (W/m^2 \cdot K)$ 以下の窓であることが分かるカタログ又は仕様書 ・内装、外装の断熱改修工事 熱伝導率 $0.052 (W/m \cdot K)$ 以下のノンフロン製品の断熱材であることが分かるカタログ又は仕様書 ●省エネ工事 トップランナー基準（省エネ基準達成率 100%以上）を満たすことが分かるカタログ又は仕様書

※申請に必要な部数は1部です。書類は返却できませんので、**あらかじめコピー**をお取りください。

5. 実績報告に必要な書類

(1) 実績報告に必要な書類

提出が必要な方	必要な書類
すべての方	<p>①実績報告書 記載例を参考に作成してください。</p> <p>【特記事項】 報告書の提出期限は、「工事完了の日から起算して30日以内又は、交付決定を受けた日の属する年度の3月31日のどちらか早い日まで」です。</p> <p>例1：令和7年8月1日完了 → 令和7年8月30日が提出期限 例2：令和8年3月10日完了 → 令和8年3月31日が提出期限</p>
	<p>②工事前、後の写真 見本を参考に作成してください。</p> <p>【特記事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事施工箇所すべての工事前、後の写真が必要 ・写真は撮影日、施工箇所が分かる状況を記載 <p>【省エネ工事を実施した方】 設置した省エネ設備の全景及び型番が分かる写真を添付してください。</p>
	<p>③領収書等の写し 支払いを確認するため、領収書や振込票など（振込者（申請者本人）、振込日、金額、相手方が確認できるもの）のコピーを提出してください。</p>
	<p>④振込先が分かるもの（通帳の写し等） 通帳のコピーを添付してください。</p> <p>【特記事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請者本人の口座に限る ・通帳は、通帳を開いた1ページ目、2ページ目のコピーを添付
申請時から補助対象工事費が減額となり、補助金額が変わる方	<p>⑤変更内容が分かる見積書等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象工事費が減額になった場合、変更後の見積書の添付が必要です。

※実績報告に必要な部数は1部です。書類は返却できませんので、**あらかじめコピー**をお取りください。

補助上限額早見表

	初めての申請の場合		過去に交付決定を受けている場合	
	なし	あり	なし	あり
断熱工事				
通常工事	10万円	15万円	5万円	10万円
省エネ工事	3万円		3万円	
通常工事 + 省エネ工事	10万円	15万円	5万円	10万円

○ 工事費（税込み）

通常工事：20万円以上 省エネ工事：5万円以上

○ 補助率

通常工事：対象経費の15% 省エネ工事：対象経費の20%

- ・断熱工事を実施する場合は補助上限額に5万円が加算されます。
- ※ 断熱工事とは、一定の基準（熱貫流率 2.33 ($W/m^2 \cdot K$) 以下の窓または、熱伝導率 0.052 ($W/m \cdot K$) 以下) を満たす断熱改修に係る外装・内装工事のことをいいます。
- ・過去に交付決定を受けている人は補助上限額が5万円（断熱工事を実施する人は10万円）になります。
- ・通常工事と省エネ工事を併せて実施する場合、補助上限額が10万円（断熱工事を行う人は15万円）になります。
- ・対象工事については、9,10ページ「村上市未来に向けた住まいづくり推進事業補助金 対象工事一覧表」をご確認下さい。

村上市未来に向けた住まいづくり推進事業補助金 対象工事一覧表

○: 補助対象 △: 条件により補助対象 ×: 補助対象外

通常工事				
番号	工種	対象	摘要	備考
【基礎・土台】				
1	基礎・土台の補強・修繕・交換	○		
2	シロアリ駆除のみ	×		
3	シロアリ駆除後の補修・交換	○		
【屋根】				
1	塗替え・塗装の新設	○		
2	屋根材の葺替え	○		
3	屋根の下地材を補修・交換	○		
4	横とい・縦といの交換・修繕	○		
5	屋根の断熱材新設・交換工事	○	「断熱改修工事」として加算	断熱改修工事
【外壁】				
1	塗替え・塗装の新設	○		
2	外壁の張替え	○		
3	外壁下地補修・交換	○		
4	ひび割れ補修	○		
5	外壁モルタル剥離・剥落部分の補修	○		
6	外壁の漏水防止に伴う補修	○		
7	外壁の断熱化工事	○	「断熱改修工事」として加算	断熱改修工事
【内装】				
床工事				
1	フローリング張り新設・張替え・補修	○		
2	畳の交換・表替え・裏返し表張り・縁交換等	○		
3	固定されたカーベットの張替え	○		
4	床の断熱材新設・交換工事	○	「断熱改修工事」として加算	断熱改修工事
5	段差の解消工事・改修工事	○		
6	床仕上げ材の交換・補修・変更	○		
7	絨毯、畳の上敷き等	×	既設床仕上材の上に敷き置くものは対象外	
壁工事				
1	壁仕上げ材の交換・補修・変更	○	クロスの貼替えを含む	
2	タイル貼替え・補修・変更	○		
3	壁の塗替え・新設塗り	○		
4	腰壁の補修・交換・新設	○		
5	壁の断熱材新設・交換	○	「断熱改修工事」として加算	断熱改修工事
天井工事				
1	天井仕上げ材の張替え・補修	○	クロスの貼替えを含む	
2	天井の塗替え・新設塗り	○		
3	天井の断熱材新設・交換	○	「断熱改修工事」として加算	断熱改修工事
その他工事				
1	和室(洋室)を洋室(和室)に改修	○		
2	間取りの変更改修	○		
3	玄関式台の改修	○		
4	室内手すりの取付け	○		
5	階段手すりの取付け	○		
6	バルコニー・サンルームの改修・新設	○		
7	カーテンのみの取付け・交換	×		
8	その他のバリアフリー工事	○		
9	耐震補強工事(部分補強工事を含む)	○		
10	住宅部分の増築	○		
11	玄関手すりの取付	○		
12	玄関ポーチ部の取付け・交換	○	玄関への出入りに必要な部分(玄関扉部から、住宅基礎に面する地面部分まで。)	
13	風除室の取付	○		
14	ウッドデッキの取付	△	住宅と一体で取り外しできないこと	
15	リフォーム箇所の解体工事	○		
【建具・開口部】				
1	サッシ・ガラスの交換・補修・新設	○	外気に面した開口部において一定基準を満たしたサッシへ交換した場合、「断熱改修工事」として加算	断熱改修工事
2	内窓の設置・改修	○	一定基準を満たしたサッシへ交換した場合、「断熱改修工事」として加算	断熱改修工事
3	面格子の設置・改修	○		
4	ドアの交換・塗替え・仕上げの貼替え・新設	○		
5	障子・ふすま戸の入替え・張替え	○		
6	木製建具の交換・塗替え・仕上げの貼替え・新設	○		
7	網戸の新設・交換・張替え	○		
8	洋風すだれの設置・交換・張替え	○	※工事を伴うものとする	
【台所】				
1	システムキッチンの新設・交換	○	組込まれた機器を含む	
2	システムキッチン組込み機器の交換・部品交換	×		
3	流し台の新設・交換	○	IHクッキングヒーター・ガスレンジを含む	
4	レンジフードのみの新設・交換	×		
5	ガスレンジのみの交換	×		
6	IHクッキングヒーターのみの交換	×		
7	ガスレンジからIHクッキングヒーターへの交換	△	※工事を伴うものとする	

村上市未来に向けた住まいづくり推進事業補助金 対象工事一覧表

○:補助対象 △:条件により補助対象 ×:補助対象外

通常工事				
番号	工種	対象	摘要	備考
【浴室】				
1	浴室の新設・浴槽の交換	○		
2	ユニットバス・シャワーユニットの新設・交換	○		
3	床・壁の浴槽タイルの改修・変更	○		
4	浴室手すりの取付け・新設	○		
5	天井張替え・塗替え	○		
6	換気扇の新設・交換	○	※ 工事を伴うものとする	
【洗面室】				
1	洗面化粧台の新設・交換	○	※ 工事を伴うものとする	
2	棚のみの新設・交換	×		
3	蛇口のみの交換	×		
【便所】				
1	和式から洋式便所への改修	○		
2	水洗便所への改修	○		
3	洋式便器の交換	○		
4	洗浄便座のみの新設・交換	×	製品のみ交換は対象外	
5	手すりの取付け・交換	○		
6	仮設トイレの設置(事業者用も含む)	○	※リフォーム工事に係る仮設トイレの設置に限る	
【給湯設備】				
1	台所・浴室等のリフォームに伴う給湯器の新設・交換	○		
2	給湯器の交換	△	本体のみ交換は対象外	
【下水道設備・排水設備】				
1	下水道の繋ぎこみのみの工事	○		
2	新築・全改築に伴う下水道の繋ぎこみの工事	×		
3	雨水貯留槽・地下浸透槽等の設置・交換	○		
【給水設備・ガス設備】				
1	住宅内での給水・ガス配管を含む新設・増設・交換	○		
2	給水配管・ガス配管の屋外のみの工事	×	住宅リフォーム工事の対象外	
【電気設備】				
1	電力用配線・配管・分電盤の新設・増設・交換	△	既設盤の改造のみは対象外	
2	リフォームに伴う電化製品(換気扇・照明器具)の新設・交換	○	※ 電化製品が設置されている床、壁、天井の内装改修を施工する工事を行うこと	
3	リフォームに伴うエアコンの復旧工事	○	工賃のみ	
4	電化製品(エアコン・換気扇・照明器具)のみの取付け	×		
5	電化製品(エアコン・換気扇・照明器具)の修理・部品交換	×		
6	アンテナ交換・新設工事(配線共)	○	工賃のみ	
7	防犯ライト等の取付	×	リフォーム工事でないため対象外	
8	電話(インターネット)の配線工事	×	リフォーム工事でないため対象外	
【その他設備】				
1	電気式床暖房の新設・増設	○		
2	温水式床暖房の新設・増設	○		
【外構】				
1	カーポートの新設・増設	×	住宅ではないので対象外	
2	ウッドデッキの新設・増設	△	住宅に固定されているものは可	
3	造園(庭園)の新設・増設	×	住宅ではないので対象外	
4	門扉の新設・交換	×	住宅ではないので対象外	
5	ブロック塀の新設・増設・補修	×	住宅ではないので対象外	
【その他】				
1	住宅の取り壊し(全部・一部)工事	×	リフォーム工事でないため対象外	
2	住宅と一体の車庫・物置の増改築	○		
3	住宅と別棟の倉庫、車庫等の工事費	×	住宅ではないので対象外	
4	個人住宅の建物と同一棟でない部分の工事	×	住宅本体以外は対象外	
5	申請に係る手数料	○	設計費用、各種申請手数料	
省エネ工事				
【既存照明のLED化工事】				
1	LED以外の照明を省エネ基準を満たすLEDへの交換工事	○	本体費含む	
2	LEDの新規設置工事	×	リフォーム工事でないため対象外	
3	工事を伴わない部品交換など	×		
【エアコン取替え工事】				
1	省エネ基準を満たすエアコンへの交換工事	○	本体費含む ※家電リサイクル料金も対象	
2	エアコンの新規設置工事	×	リフォーム工事でないため対象外	

※場合により随時項目を追加。

2025/1/9
現在

村上市未来に向けた住まいづくり推進事業補助金 Q&A

●申請に関すること

Q 1	申請者は誰になりますか。
A 1	市内に住民登録をし、登録された住所に現に居住している人が申請者となります。
Q 2	所有者（登記名義人）が亡くなり未登記の場合は、誰を申請者とすればよいですか。
A 2	所有者が亡くなっている場合は、その住宅に住んでいる所有者と2親等以内の親族を申請者とすることができます。
Q 3	書類提出は、申請者本人でなければならないのですか。
A 3	書類提出等の手続きにあたり施工業者が代理として窓口に持参いただいても構いません。
Q 4	現在、工事中ですが申請できますか。
A 4	交付決定通知前に工事着手、工事完了の場合は、申請できません。
Q 5	工事写真についてどの程度必要ですか。
A 5	工事前・後の施工箇所すべての写真を添付してください。（工事中の写真は添付不要）
Q 6	見積書の書式に指定はありますか。
A 6	見積書の書式に指定はありませんが、工事の内容が明確で、補助対象経費、補助対象外経費がわかるようにしてください。
Q 7	施工業者が自ら所有する住宅をリフォームする場合は、対象になりますか。
A 7	対象になりません。ただし、会社に勤めている従業員が自社を利用してリフォームする場合は、対象になります。
Q 8	母屋と離れた納屋を住宅用にリフォームする場合は、対象になりますか。
A 8	対象になりません。現在住んでいる住宅のリフォームが対象になります。
Q 9	併用住宅（店舗等）の場合の補助対象額の算定方法は。
A 9	居住部分についてのみ対象となります。屋根のリフォーム等で対象範囲が明確でない場合は、居住部分と店舗部分の床面積に応じて補助額を算定します。
Q 10	同意事項の「同一世帯員本人に確認」とは子どもも含みますか。何歳以上からですか。
A 10	税情報の確認をしますので、年齢問わず「収入があると見込まれる人」は確認してください。

●通常工事に関すること

Q 11	市内の施工業者が市外のハウスメーカーの下請けで工事を頼まれているが対象となりますか。
A 11	対象になりません。市内の施工業者が直接申請者と契約した工事が対象です。
Q 12	施工業者が工事を受注する件数に制限はありますか。
A 12	施工業者に受注件数の制限はありません。
Q 13	個人でリフォームする予定ですが、材料費などは対象となりますか。
A 13	施工業者を通じてリフォームを行う場合に限っていますので、個人で施工する場合は対象になりません。
Q 14	エアコンの取替えは対象になりますか。
A 14	通常工事では対象になりませんが、トップランナー基準（省エネ基準達成率100%以上）を達成したエアコンへの取替工事は省エネ工事で対象としています。
Q 15	既存照明のLEDへの取替えは対象になりますか。
A 15	通常工事では対象になりませんが、トップランナー基準（省エネ基準達成率100%以上）を達成したLEDへの取替工事は省エネ工事で対象としています。
Q 16	カーポートの改修は対象になりますか。
A 16	住宅ではないため対象外としています。
Q 17	外壁工事等を行う際の足場代は、対象工事費用に含んでよいですか。
A 17	対象工事費に含みます。ただし、見積書には明細が分かるように記載してください。
Q 18	洋式便器から洋式便器への交換は対象になりますか。
A 18	対象となります。ただし、便座のみの交換は対象外です。
Q 19	仮設トイレの設置は対象になりますか。
A 19	対象となります。施工業者用も含め対象です。ただし、リフォーム工事に関わる設置に限ります。
Q 20	洗面台のシャワー部分など、製品の一部の交換は対象になりますか。
A 20	部分的な修繕であり、住宅のリフォームではないため、対象外となります。

●省エネ工事に関すること

Q 21	LED照明やエアコンを新設した場合は対象になりますか。
A 21	対象にはなりません。LED照明は既存照明のLED化、エアコンは取替えに限定しており、最新のトップランナー基準（省エネ基準達成率100%以上）を達成した製品であることが要件です。
Q 22	エアコン取替工事にて旧式の基準（目標年度2010年）で省エネ基準達成率100%以上を達成していますが、対象になりますか。
A 22	最新の基準で要件を満たす必要があります。最新の基準で要件を満たすか確認してください。（ https://seihinjyoho.go.jp/ ）LED照明は目標年度2020年、エアコンは目標年度2027年が最新となっています。
Q 23	見積書にエアコン処分費用（家電リサイクル料）の記載があるが、対象になりますか。
A 23	対象になります。
Q 24	併用住宅で店舗と住居共用部分（トイレ）のLED化工事を申請する場合、対象経費はどのように算出すればいいでしょうか。
A 24	住居部分と店舗部分の床面積に応じて按分し、対象経費を算出してください。
Q 25	市内業者からLED照明器具を購入し、自身でLED照明取替工事を実施した場合、製品購入費は対象になりますか。
A 25	対象にはなりません。市内業者が取替工事を実施する必要があります。

●断熱改修工事に関すること

Q 26	断熱改修工事はどのようなものが対象になりますか。
A 26	外気に面した窓等の開口部において改修後の熱貫流率が2.33 (W/m ² ・K) 以下になるよう行う工事又は、内装・外装工事で熱伝導率0.052 (W/m・K) 以下のノンフロン製品である断熱材を用いる断熱改修工事が対象となります。
Q 27	1階のみなど、外気に面する外壁の一部に熱伝導率0.052 (W/m・K) 以下のノンフロン製品である断熱材を用いる工事の場合は対象となりますか。
A 27	対象となります。
Q 28	居室の内部をリフォームする場合に施す断熱工事は対象となりますか。
A 28	対象となります。
Q 29	外気に面した既存窓のガラスを熱貫流率が2.33W/ (m ² ・K) 以下の複層ガラスに交換する工事は対象になりますか。
A 29	対象となります。
Q 30	外気に面した既存窓の室内側に内窓を設置する工事は対象となりますか。
A 30	対象となります。ただし、室内側の窓が複層ガラス仕様の樹脂内窓である必要があります。（既存窓の仕様は問わない）
Q 31	断熱改修工事の施工中の写真は実績報告時に必要ですか。
A 31	必要ありません。実績報告では工事前・後の写真のみ提出してください。

●その他に関すること

Q 31 施工業者へ支払う申請手数料は対象経費になりますか。

A 31 対象となります。設計費用や各種申請手数料は対象経費となります。

Q 32 申請書提出から交付決定の通知が届くまでどれくらいかかりますか。

A 32 申込み多数の場合は、抽選となるため抽選後に交付決定通知を発送します。

Q 33 申請書提出から交付決定の通知が届くまでどれくらいかかりますか。

A 33 申込み多数の場合は、抽選となるため抽選後に交付決定通知を発送します。

Q 34 申請者以外が工事費の支払いを行う場合、領収書の名前は誰にすればよいですか。

A 34 契約者、領収書の宛名、補助金の振込先はすべて申請者となります。

Q 35 銀行振込明細書を領収書として添付することはできますか。

A 35 領収書の代わりとして銀行振込明細書を添付できます。

Q 36 実績報告から振込みまでどれくらいの期間がかかりますか。

A 36 実績報告書受理後、3週間程度で補助金が確定します。補助金の確定通知書送付後に指定された口座に振り込みます。ただし、書類等に不備があった場合は、時間がかかる場合がありますのでご了承ください。

申請日を記入してください。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

村上市未来に向けた住まいづくり推進事業補助金交付申請書兼同意書

(宛先) 村上市長

申請者が居住している住宅の住所、申請者氏名、日中に連絡が可能な電話番号を記入してください。
※押印は不要です

住所 (対象住宅)	村上市 三之町1-1
氏名	村上 太郎
電話番号	0254-53-2111

次のとおり、村上市未来に向けた住まいづくり推進事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により、補助金の交付を申請します。

リフォームする住宅の所有者名と続柄を記入してください。申請者と同一でも記入してください。

記

1. 住宅の情報

対象住宅の所有者	氏名	申請者との続柄
	村上 彦左衛門	祖父
住宅の種類別	下の選択肢から該当するものに <input checked="" type="checkbox"/> を入れてください。 <input checked="" type="checkbox"/> 個人住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅 <input type="checkbox"/> 集合住宅	

2. 補助金申請額

		申請者記入欄
通常工事	総工事費	850,000 円
	補助対象工事費	790,000 円
	申請額 (a)	(断熱改修工事 <input type="checkbox"/> 無・ <input checked="" type="checkbox"/> 有) 118,000 円
省エネ工事	総工事費	300,000 円
	補助対象工事費	300,000 円
	申請額 (b)	30,000 円
交付申請額 (a+b)		148,000 円

補助対象とならない工事箇所及び他の補助金を受ける場合にその対象となった工事箇所を除いてください。

補助対象工事費×15%の額（千円未満切り捨て）。通常、上限 10 万円です。断熱改修工事がある場合、上限 15 万円です。

補助対象工事費×20%の額（千円未満切り捨て）。上限 3 万円です。

通常工事と省エネ工事の申請額の合計。通常、上限 10 万円です。断熱改修工事がある場合、上限 15 万円です。

※総工事費及び補助対象工事費は消費税込みの金額を記入してください

※申請額は、通常工事の場合は補助対象工事費の 15%、省エネ工事の場合は補助対象工事費の 20%、断熱改修工事がある場合は補助対象工事費の 15%、千円未満の端数は切り捨てです。上限額については以下のとおりです。

断熱改修工事なしの場合：(a)の上限：10 万円、(b)の上限：3 万円、(a+b)の上限：10 万円(*5 万円)

断熱改修工事ありの場合：(a)の上限：15 万円、(b)の上限：3 万円、(a+b)の上限：15 万円(*10 万円)

※過去に交付決定を受けている場合は、*の額が上限額です。

※太枠の中は記入しないでください。

処理 No :

3. 補助金申請状況

過去の同補助金の 交付状況	下の選択肢から該当するものに☑を入れてください。 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有
他制度の補助金の 申請状況	下の選択肢から該当するものに☑を入れてください。 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 (制度名: 高齢者向け住宅整備費助成事業)

4. 工事の内容

工 事 概 要	下の選択肢から実施する工事に該当するものに☑を入れてください。			
	(i) 通常工事			
	<input type="checkbox"/> 屋根・瓦	<input checked="" type="checkbox"/> 外壁	<input type="checkbox"/> サッシ類	<input type="checkbox"/> 内装
	<input type="checkbox"/> 浴室・トイレ	<input type="checkbox"/> 台所	<input type="checkbox"/> 給湯器類	<input type="checkbox"/> その他
	<input type="checkbox"/> 下水道	<input checked="" type="checkbox"/> 雨水貯留槽、雨水浸透枳		
	(ii) 省エネ工事			
	<input checked="" type="checkbox"/> エアコン	<input type="checkbox"/> LED	<input type="checkbox"/> エアコ	
断熱改修工事の 予定箇所	下の選択肢から該当するものに☑を入れてください。 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 (実施内容: 外壁の断熱改修工事)			
施工業者 ※施工業者が複数い る場合は、主な施工 業者を1社記入して ください。	会 社 名	〇〇工務店		
	住 所	村上市〇〇 ××番地		
	連 絡 先	0254-××-××××	担当者名	〇〇 〇〇
予定工事期間	令和 7年 6月 1日 ~ 令和 7年 8月 31日			

断熱改修工事の予定箇所について、
記入してください。

施工業者について記入してください。
工事内容について施工業者に市から問い
合わせを行う場合があります。

5. 添付書類

<input checked="" type="checkbox"/> 見積書の写し (通常工事、省エネ工事を分けて作成) <input checked="" type="checkbox"/> 工事前の写真 <input checked="" type="checkbox"/> (断熱改修工事又は省エネ工事を実施している場合) カタログ又は仕様書 <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認めるもの ()	予定する工期を記入してください。
--	------------------

◎同意事項※申請者の署名が必要です。

同 意 事 項	申請者は、本事業の申請に関する内容確認のため、住民登録状況、市 税の納税状況、固定資産情報及び他の制度の活用状況について、調査を 行うことに同意します。 また、申請書類に記載の情報を公的機関 (保健所、税務当局及び警察 等) に提供する可能性があることについても同意します。		
	申請者署名欄	村 上 太 郎	
	<input checked="" type="checkbox"/>	同一世帯員の情報についても上記と同様の取り扱いとする ことについて、同一世帯員本人に確認済みです。 (本事項を確認後、左の□の中に☑を入れてください。)	

リフォームを行う申請者本人が
自署してください。

同一世帯員本人に確認の上、
チェックしてください

処理 No :

村上市未来に向けた住まいづくり推進事業補助金実績報告書

(宛先) 村上市長

申請者	住所 (対象住宅)	村上市三之町 1 - 1
	氏名	村上 太郎
	電話番号	0254-53-2111

令和○年○月○日付け村経第○○で交付決定のあった村上市未来に向けた住まいづくり推進事業が完了したので、村上市未来に向けた住まいづくり推進事業補助金交付要綱第 9 条の規定により、次のとおり報告します。

記

工事期間の実績を記入してください。

1. 工事実施期間

工事実施期間	令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日 ~ 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日
--------	---------------------------------

2. 工事実績額

		申請者記入欄 (実績額)	
通常工事	総工事費	850,000 円	補助対象とならない工事箇所及び他の補助金を受ける場合にその対象となった工事箇所を除いてください。
	補助対象工事費	790,000 円	
	補助金額 (a)	(断熱改修工事 <input type="checkbox"/> 無・ <input checked="" type="checkbox"/> 有) 118,000 円	
省エネ工事	総工事費	300,000 円	補助対象工事費×20%の額 (千円未満切り捨て)。上限 3 万円です。
	補助対象工事費	300,000 円	
	補助金額 (b)	30,000 円	
補助金額 (a+b)		148,000 円	通常工事と省エネ工事の申請額の合計。通常、上限 10 万円です。断熱改修工事がある場合、上限 15 万円です。

※申請額は、通常工事の場合は補助対象工事費の 15%、省エネ工事の円未満の端数は切捨てです。上限額については以下のとおりです。

断熱改修工事なしの場合：(a)の上限：10 万円、(b)の上限：3 万円、(a+b)の上限：10 万円(*5 万円)

断熱改修工事ありの場合：(a)の上限：15 万円、(b)の上限：3 万円、(a+b)の上限：15 万円(*10 万円)

※過去に交付決定を受けている場合は、*の額が上限額です。

※太枠の中は記入しないでください。

3. 添付書類

<input checked="" type="checkbox"/> 補助対象工事に係る領収書等の写し <input checked="" type="checkbox"/> 補助対象工事の実施前、後の写真 (省エネ工事を実施した場合は型番等が分かる写真) <input checked="" type="checkbox"/> 振込先が分かるもの (通帳の写し等) <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類 ()	補助対象工事費が減額になった場合は、変更後の見積書を添付してください。
---	-------------------------------------

○この報告書は、工事完了の日から起算して 30 日以内又は、交付決定を受けた日の属する年度の 3 月 31 日のどちらか早い日までに提出してください。

■ 交付申請書に添付する見積書例

別途、工事の内容が分かる「見積明細書」が必要です

御 見 積 書

〇〇 〇〇様邸 玄関改修工事

以下のとおり御見積申し上げます。

見積金額		¥ 1, 000, 000-
消費税額		¥ 100, 000-
合計金額		¥ 1, 100, 000-

・対象は市内事業者によるものとなります。
 ・省エネ工事がある場合は、見積書が分かっているか、又は省エネ分の見積額が分かるものが必要です。

発注者 〇〇 〇〇様
 工事場所 村上市三之町地内
 見積年月日 令和 年 月 日
 見積有効期限 令和 年 月 日

〒958-8501
 新潟県村上市三之町1-1
 株式会社 〇〇〇

見 積 明 細 書

No.	名称	仕様	見積額				備考
			数量	単位	単価	金額	
	玄関改修工事						
	屋根葺替え		1.00	式		〇〇〇	
	野地張替え		15.11	m ²	〇〇〇	〇〇〇	
	軒裏張替え		11.75	m ²	〇〇〇	〇〇〇	
	軒裏塗装		1.00	式		〇〇〇	
	玄関内部天井張替え		6.00	m ²	〇〇〇	〇〇〇	
	玄関手すり取付け		1.00	式	〇〇〇	〇〇〇	高齢者向け住宅整備事業
	工事費計						
	諸経費						
	合計					〇〇〇	

他の補助金を受ける場合は、備考欄に補助事業名を記載して、区分してください。

工事写真の撮影について

工事する箇所の施工前、施工後の写真が必要になりますので、次の点に注意して撮影してください。

- 外部工事の場合、工事箇所の全景を方角に応じ数枚、工事部分の状況が確認できるよう近景写真も必要に応じて撮影してください。
- 内部工事の場合、工種ごとに施工箇所が確認できるように撮影してください。
- 工事前と完了後の写真が対比できるように撮影してください。撮影の箇所、説明等を記載してください。
- 撮影日を入れて撮影してください。写真に撮影日が入らない場合は、余白等に撮影日を記入してください。
- 省エネ工事の場合、工事の写真だけでなく、対象機器の型番が分かる写真も必要です。

<div data-bbox="512 703 746 801" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">写真貼付</div> <div data-bbox="703 566 986 719" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ・撮影日を記入してください。写真に日付が入っている場合は記入不要です。 ・貼り付ける写真の状況に併せ、○をつけてください。 </div> <div data-bbox="635 857 938 936" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ・左に貼り付けた写真の状況を簡単に記載してください。 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 撮影日 ○○月△△日 工事 <input checked="" type="radio"/>前・後 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> リビング クロス </div>
<div data-bbox="512 1218 746 1317" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">写真貼付</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 撮影日 △△月××日 工事 前・<input checked="" type="radio"/>後 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> クロス張替状況 </div>
<div data-bbox="512 1733 746 1832" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">写真貼付</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 撮影日 ××月××日 工事 前・<input checked="" type="radio"/>後 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> クロス張替完了 </div>